

# 介護保険料が決定しました

平成26年度の65歳以上の人の介護保険料は、平成25年中の所得などに応じて算定します。本人や世帯の市民税の課税状況や所得に変動がある場合などは、介護保険料が変わることがあります。

また、災害など特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したときの自己負担額が変更になるなどの制限（給付制限）があります。



保険料の納付は、基本的に年金から天引きされますが、65歳になった最初の年度や年金額の変更などで、年金から天引きできない場合、納付書や口座引き落としによる納付となります。  
保険料のお知らせは、8月上旬に郵送します。

## 平成26年度の介護保険料について

(平成26年4月～平成27年3月)

所得段階	年間の保険料	
第1段階 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯員全員が市民税非課税の人	39,536円	
第2段階 本人および世帯員全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	39,536円	
第3段階 本人および世帯員全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	55,350円
	上記以外の人	59,304円
第4段階 本人が市民税非課税の人 (世帯の中に市民税課税の人がいる)	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	72,746円
	上記以外の人	79,072円
第5段階 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	93,305円	
第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	98,840円	
第7段階 本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	118,608円	
第8段階 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	138,376円	
第9段階 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	158,144円	

災害や主たる生計者の死亡などで、突発的に著しい収入の減少があった場合、介護保険料や介護サービス利用料の減免措置が受けられる場合があります。

## 認定申請とサービス利用について

○要介護認定申請は、最初に主治医に介護サービス上の必要性の有無について相談してください。「楽だから」「楽しいから」「頼まれたから」では、申請を受け付けできません。「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業者」と一緒に作成する介護（予防）プランは、自立や在宅生活を支援するための計画です。

○本人や家族にとって必要とはいえないサービスは、利用者本人の体力低下を招いたり、給付費の増加から介護保険料の上昇につながったりします。

## 「廃用症候群」に注意してください

普段健康な人でも体を動かさなくなると、筋肉や関節、心肺など全身の機能がどんどん低下します。これに伴うさまざまな不具合症状を「廃用症候群」といいます。

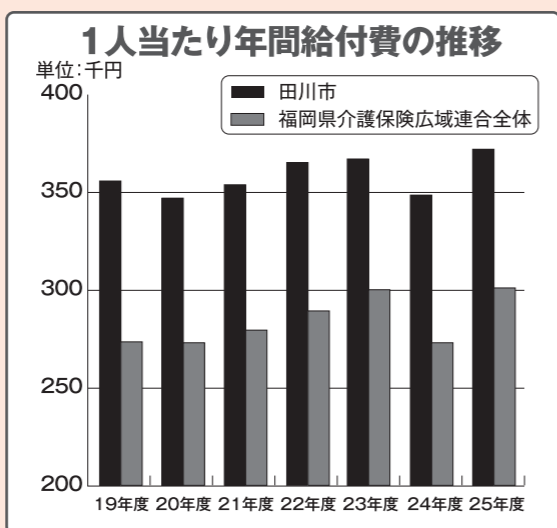
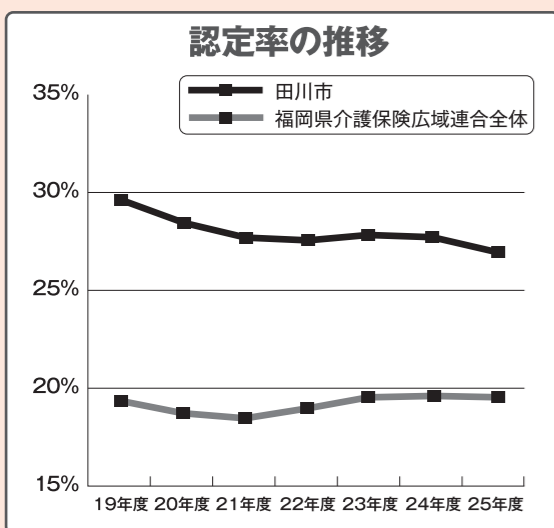
筋肉の衰えは意外と早く、まったく使わないと1週間で20%も低下するといわれています。このため、ますます体を動かさなくなり、最後には寝たきりになってしまうなど、悪循環を引き起こします。

## 障害者控除対象者の認定について

要介護認定（要介護3～5程度）を受けている65歳以上の高齢者で、身体や精神に障害がある人を対象に、「障害者に準ずる人」として市が定めた要件を満たした場合に認定書を交付します。

※すでに障害手帳を所持している人を除く。確定申告などのとき、この認定書があれば、所得税や市民税の障害者控除を受けることができます。

●申請できる人 本人および扶養者など  
●申請に必要なもの 介護保険証・印鑑（スキャン不可）・申請者の身分を証明する書類（運転免許証など）



要介護・要支援者に対する介護サービスに係る費用の1割を利用者本人が負担し、9割を公費で50%、40歳以上65歳未満の人の保険料で29%、65歳以上の人の保険料で21%をそれぞれ負担することになります。（下の図を参照してください）

本市は認定率が高く、サービスの利用者も多いため給付費も高い状況です。そのため、他の市町村と比較すると、介護保険料が高くなっています。

## 介護保険のサービスに係る費用と財源について

介護保険サービスに係る費用		
1割	9割（給付費）	
利用者本人	保険料	
50%（市町村、県、国からの公費）	29% （40歳以上65歳未満）	21% （65歳以上）

- 自分でできることは、可能な限り自分で行いましょう。
- 要介護状態にならないためにも、日頃から健康管理に努めましょう。
- サービスの利用を決めるのは、事業者ではなく、本人とその家族です。本当に必要なサービスを選択して利用することが、利用者本人のためになり、また介護保険料の低下にもつながります